

介護老人保健施設日和の里 介護予防通所リハビリテーション 利用料金一覧表

介護予防通所リハビリテーション利用料（1 月あたり）＊地域区分：大津市（5 級地 10.55）

	要支援 1	要支援 2
介護予防通所	1,712 単位	3,615 単位
リハビリテーション費	1,806 円	3,814 円

＊1. 上記に加え施設体制加算として、加算利用料の内、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イの金額をご利用の皆様より頂戴します。

加算利用料（サービス利用該当の方のみ加算となります）

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ 要支援 1 の利用者 要支援 2 の利用者	（72 単位） 76 円 （144 単位） 152 円	1 月	介護職員の総数の内、介護福祉士の割合が 50%以上配置している場合に加算されます。
リハビリテーションマネジメント加算	（330 単位） 348 円	1 月	リハビリテーション実施計画書をもとにリハビリテーションを提供し、その内容を定期的に評価、見直しを行った場合に加算されます。
若年性認知症利用者受入加算	（240 単位） 254 円	1 月	若年性認知症の利用者様に対し、介護予防通所リハビリを行った場合に加算されます。
運動器機能向上加算	（225 単位） 238 円	1 月	運動器機能向上に係る個別計画に基づくサービスを実施し、定期的な評価と計画の見直し等を実施した場合に加算されます。
口腔機能向上加算	（150 単位） 159 円	1 月	口腔機能の低下、又はそのおそれのある方に対し、看護、介護職員等が口腔機能改善計画に基づくサービスを実施し、定期的な評価と計画の見直し等を実施した場合に加算されます。
栄養改善加算	（150 単位） 159 円	1 月	低栄養状態にある、又はそのおそれのある方に対し、管理栄養士等が看護、介護職員等と共同して栄養ケア計画を作成し、これに基づくサービスを実施し、定期的な評価と計画の見直し等を実施した場合に加算されます。
介護職員処遇改善加算	所定報酬単位 ×0.047%		厚生労働大臣が定める基準により、介護職員に対する賃金改善等を実施している場合に算定されます。

食費・その他 日用品費

食費	500 円	1 日	昼食代、おやつ代として頂戴します。
日用品費	100 円	1 日	利用者様個人として使用されるタオル、バスタオル、シャンプー、おしぼり等、必要な物の費用として頂戴します。
教養・娯楽費	80 円	1 日	利用者様が行う書道、手芸、工作、絵手紙、通信カラオケ等、教養娯楽のために要する費用として頂戴します。
クラブ・レクレーション費	実費	1 回	クラブ、レクレーション等、個別で実施した場合に頂戴します。
その他 立替費用	実費	1 品	おむつなどをご利用された場合に別途頂戴します。
健康管理費	実費	1 回	インフルエンザワクチン等、接種された場合に頂戴します。
文書作成料	実費	1 通	診断書等、文書の発行が生じた場合に頂戴します。

＊上記の金額は 1 日あたりの金額ですが、実際の清算時には端数処理により若干の差異が生じます。

また消費税が加算される利用料もございますので御了承ください。

＊上記の金額は介護保険負担割合 1 割の場合を示しています。負担割合が 2 割以上の方の場合は、その割合の率に応じた額を頂戴いたします。

＊日用品費、その他教養娯楽費等の費用については、利用時の心身の状況によりご相談いただく場合もございます。